

# ～飲食店新たなチャレンジ支援事業費補助金～

コロナ禍における市内飲食店の事業継続及び経営基盤強化を後押しするため、市内飲食店が行う新たな取組みを支援します。

## 対象となる事業者

市内に本店を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者のうち、食品衛生法第52条の営業許可（飲食店営業または喫茶店営業）を受けた者であって、かつ現に市内の飲食店舗において対面により主として食事又は飲料の提供を業として行っているもの

※ただし、次の補助金等の交付決定を受けている者は、補助対象外です。

- 今治ものづくりエール支援金交付要綱の規定に基づくエール支援金の交付決定
- 今治市がんばる企業元気応援モデル事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付決定

## 対象となる経費・事業

令和3年4月1日（木）から令和3年10月31日（日）までに完了する、市内の飲食店舗にて実施する業態転換、デジタル化促進、販売促進のための、物品等購入費、開発費、委託費など

補助対象事業は、以下3つです（複数可）。

### ○業態転換事業

個食・黙食、テイクアウト、宅配、移動販売等に業態を転換する取組み  
市内飲食店舗内での感染対策に取り組む事業 など

### ○デジタル化促進事業

キャッシュレス決済の導入（光熱水費、通信費等のランニングコストは対象外）  
インターネットを通じた予約・注文等を受けられる仕組みの構築 など

### ○販売促進事業

自らが営む市内飲食店舗を宣伝するために行う事業など

**本補助金は、補助対象事業に係る事業費の合計（補助対象外経費を除く）が15万円以上となる取組みが対象です。また、交付決定後の増額変更はできません。**

**【対象経費に関する留意事項】** 詳細は、ホームページ等をご確認ください。

- ・ 補助対象事業実施前から通常業務に必要なものとして購入すべき物品の購入費、自らが営む市内飲食店以外の店舗・事業にかかる費用は対象外です。
- ・ **別に定める感染症対策用品（アクリル板・CO2センサー等）を除く1万円以下の物品の購入費等については、その総額のうち、5万円を超える部分については対象外です。**

## 補助率及び上限額、その他の制限

補助率：2／3（1,000円未満切り捨て）、補助金の上限：20万円

※補助対象事業は、原則、交付決定後に実施してください。（既に実施した事業について申請する場合はこの限りではありません。）

※交付決定がなされた事業については、事業完了後に補助金を交付します。（概算払いはありません。）

**→交付決定は、受付順に行います。  
（裏面をご確認ください）**

# ～飲食店新たなチャレンジ支援事業費補助金～

表面からご覧ください

## 交付決定等

本補助金は、申請書類または申請内容等に不備がある場合を除き、予算の範囲内で、申請書の受付順に交付決定を行います。

※申請受付は、予算に達し次第、締め切ります。

※申請は郵送とし、消印日付により受付順を判断します。同日に複数の申請があったときは、抽選を行い、受付順を決定します。

※消印日が不明な場合は、到着日により受付します。後納郵便は消印が押されないため、期限内に投函した場合であっても到着が期限外だった場合は、不受理になりますのでご注意ください。

## 申請方法

令和3年5月10日(月)～令和3年6月30日(水)までに下記申請先へ郵送で申請してください。  
(当日消印有効) ※申請受付は、予算に達し次第、締め切ります。

申請先：〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1 今治市役所産業部 商工振興課

※封筒に「飲食店新たなチャレンジ支援事業申請書 在中」と記載してください。

## ホームページ

必要書類や事業の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/shoukou/2019-nCoV/challenge/>

## お問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1

今治市役所産業部 商工振興課 商工振興係

TEL：0898-36-1540